

(平成27年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、平成9年1月から同年9月までは34万円、同年10月から10年5月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年6月1日まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額より低く記録されているが、申立期間中、手取額が下がったことはなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成9年1月の資格取得時の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同年5月2日付けで遡及して9万8,000円に減額訂正され、さらに、一旦、同年10月の定時決定が9万8,000円と記録されたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年7月1日）より後の10年10月6日付けで、申立期間の標準報酬月額が9年1月に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同社において、申立人と同様に同年5月2日付けで代表取締役を含む16名、10年10月6日付けで代表取締役を含む19名の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人は、平成8年12月6日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、9年1月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間において実際に勤務していたのはB社であったとしており、同社の元事業主は、「申立期間前に社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から、標準報酬月額を下げれば滞納保険料を相殺できるが、今後も社会保険料の滞納が続くのは良くないので社会保険を脱退するように言われ、厚生年金保険からの脱退の手続きを行い、これに伴い、同社の従業員をA社で社会保険に加入させた。また、社会保険事務所から、標準報酬月額を保険料納付が可能な額で申告するように言われた記

憶がある。」と回答している。

また、A社の元事業主は、「申立期間前に、相談役を務めていたB社の経営が悪化し、社会保険料を滞納したため、社会保険事務所の指導を受けて、同社を厚生年金保険の適用事業所から脱退させ、同社の従業員をA社で社会保険に新規加入させた。しかし、給与の支払及び保険料の控除は従前どおりB社が行い、実際の給与は減額せずに従前の額を支給していた。その後もA社に係る社会保険料の滞納があったため、平成9年5月2日付け及び10年10月6日付けで、申立人を含む従業員の標準報酬月額を資格取得日まで遡って減額訂正するを行った。」と回答しており、同社に係る滞納処分票においても、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、A社及びB社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、両社の取締役ではなかったことが確認できる上、両社の元事業主は、申立人は接客及び営業担当として勤務しており、社会保険事務についての権限を有していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月2日及び10年10月6日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年1月から同年9月までは34万円、同年10月から10年5月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から10年5月までの期間について、当該期間の標準報酬月額は34万円であるとする申立人の主張については、A社及びB社のそれぞれの元事業主は、申立人の給与は減額せずに従前の額を支給していた旨回答しているものの、申立人は、その主張する標準報酬月額を裏付ける給与明細書及び銀行預金通帳等の資料を所持しておらず、事業所も貸金台帳等の資料を保管していないことから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額である34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 16 日から 10 年 6 月 1 日まで
A 社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額より低く記録されているが、申立期間中、手取額が下がったことはなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 7 月 1 日）より後の平成 10 年 10 月 6 日付けで申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9 年 1 月に遡及して 20 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A 社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立人が、同社の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A 社の元事業主は、「当時、A 社は社会保険料の滞納があったところ、社会保険事務所の指導により、申立人を含む従業員の標準報酬月額を資格取得日まで遡って減額訂正したが、申立人には標準報酬月額の減額についての決定権限は無く、手続的な関与も無かった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 10 月 6 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間の標準報酬月額は 59 万円であるとする申立人の主張については、事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定

通知書」から、A社における資格取得時の標準報酬月額が 20 万円であることが確認でき、当該標準報酬月額はオンライン記録とも一致している上、申立人は、その主張する標準報酬月額を裏付ける給与明細書及び銀行預金通帳等の資料を所持しておらず、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額である 59 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成17年5月及び同年6月は16万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月から18年5月までは20万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は22万円、19年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月から20年2月までは22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年7月は28万円、同年8月から同年11月までは24万円、同年12月は22万円、21年1月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月から22年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑭までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月15日は1万2,000円、18年8月15日は1万6,000円、19年1月31日は1万4,000円、同年8月10日は15万円、同年12月22日は16万円、20年8月21日は17万円、同年12月29日は15万円、21年8月5日は16万円、同年12月28日は18万円、22年9月3日は13万円、同年12月28日は9万8,000円、23年8月9日は15万円、24年1月17日は16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間について、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年5月9日から22年9月1日まで
② 平成17年12月15日
③ 平成18年8月15日
④ 平成19年1月31日

- ⑤ 平成19年8月10日
- ⑥ 平成19年12月22日
- ⑦ 平成20年8月21日
- ⑧ 平成20年12月29日
- ⑨ 平成21年8月5日
- ⑩ 平成21年12月28日
- ⑪ 平成22年9月3日
- ⑫ 平成22年12月28日
- ⑬ 平成23年8月9日
- ⑭ 平成24年1月17日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑭までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

給与（給料）支払明細書及び賞与に係る給料支払明細書等を提出するので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②から⑭までの標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与（給料）支払明細書により、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与（給料）支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成17年5月及び同年6月は16万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月から18年5月までは20万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は22万円、19年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月から20年2月までは22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年7月は28万円、同年8月から同年11月までは24万円、同年12月は22万円、21年1月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月から22年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの標準報酬月額に関する届出を行い保険料を納付した旨回答しているものの、オンライン記録の標準報酬月額と給与（給料）

支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が当該期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与（給料）支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑭までについて、申立人から提出された当該期間の賞与に係る給料支払明細書及び家計簿により、申立人は当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る賞与支給日については、上記賞与に係る給料支払明細書、家計簿の記載内容及びA社の事業主の回答から、申立期間②は平成 17 年 12 月 15 日、申立期間③は 18 年 8 月 15 日、申立期間④は 19 年 1 月 31 日、申立期間⑤は同年 8 月 10 日、申立期間⑥は同年 12 月 22 日、申立期間⑦は 20 年 8 月 21 日、申立期間⑧は同年 12 月 29 日、申立期間⑨は 21 年 8 月 5 日、申立期間⑩は同年 12 月 28 日、申立期間⑪は 22 年 9 月 3 日、申立期間⑫は同年 12 月 28 日、申立期間⑬は 23 年 8 月 9 日、申立期間⑭は 24 年 1 月 17 日とすることが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与に係る給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成 17 年 12 月 15 日は 1 万 2,000 円、18 年 8 月 15 日は 1 万 6,000 円、19 年 1 月 31 日は 1 万 4,000 円、同年 8 月 10 日は 15 万円、同年 12 月 22 日は 16 万円、20 年 8 月 21 日は 17 万円、同年 12 月 29 日は 15 万円、21 年 8 月 5 日は 16 万円、同年 12 月 28 日は 18 万円、22 年 9 月 3 日は 13 万円、同年 12 月 28 日は 9 万 8,000 円、23 年 8 月 9 日は 15 万円、24 年 1 月 17 日は 16 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 25 日及び 16 年 2 月 25 日は 7,000 円、同年 8 月 25 日は 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に関する資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、9,000 円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②に賞与が支給され、2回とも同じような金額であったと思う旨回答していることを踏まえ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料等により推認できる社会保険料額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 25 日及び 16 年 2 月 25 日は 2 万 3,000 円、同年 8 月 25 日は 3 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に関する資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、3 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②に賞与が支給され、2回とも同じような金額であったと思う旨回答していることを踏まえ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料等により推認できる社会保険料額から、2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間に係る賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。